

令和6年度 景観形成審議会

山形県の景観条例の規制の概況について

令和7年2月5日
県土利用政策課景観・地域づくり担当

山形県の景観施策について

県景観計画（H20.5策定）県計画としては全国9番目

- 第1 景観計画の区域
- 第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

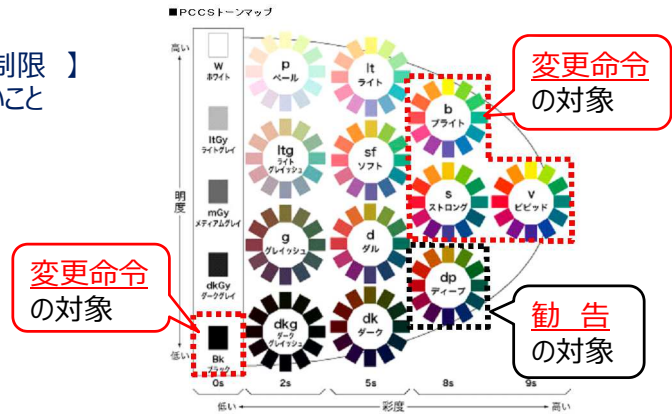
届出対象行為及び規模 届出（通知）の対象となる行為は 表の種別ごと該当規模を超える行為。 太陽光発電施設、風力発電施設は その他の工作物の扱いをしている。	対象行為	区分	高さ（m）	面積（㎡）
	建築物の 建築等	新築・増築・改築又は移転 （建築面積）	13	1,000
		外観の変更、色彩の変更 （変更面積）	—	400
	工作物の 建設等	煙突、広告塔、高架水槽など	13	—
		製造施設、貯蔵施設、遊戯施設 など	13	1,000
		電気供給又は電気通信施設	20	—
		その他の工作物	13	1,000
	開発行為（法高又は擁壁高、土地面積）		高さ5かつ 長さ30	3,000
	土地の形質の変更 （法高又は擁壁高、土地面積）		高さ5かつ 長さ30	3,000
	物件の堆積（堆積高、土地面積）		5	1,000

- 第4 景観重要建造物の指定の方針
- 第5 景観重要樹木の指定の方針
- 第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に
関する行為の制限に関する事項
- 第7 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 第8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

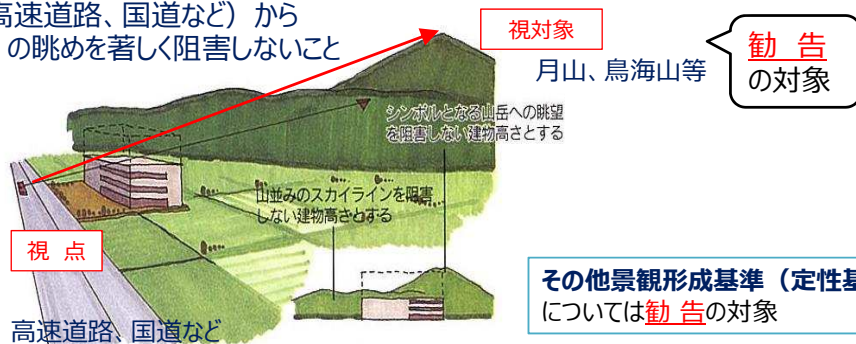
山形県の景観施策について

景観形成基準（定量基準）

【 色彩 ： ベースカラー（建築物等の基調色）の制限 】
高彩度の濃い色、明るい色、蛍光色等を使用しないこと



【 建物・工作物の高さ 】
白地地域等では、視点（高速道路、国道など）から
主対象（月山、鳥海山等）の眺めを著しく阻害しないこと
白地地域等：
都市計画区域外の土地
又は都市計画区域内で
用途地域の指定のない土地の区域



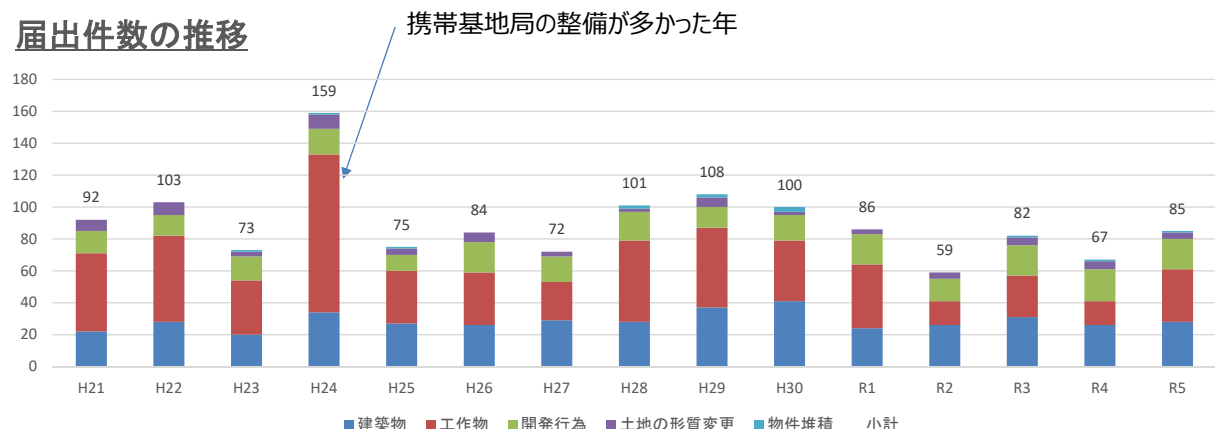
3

山形県景観条例に基づく届出状況

山形県景観区域届出件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
建築物	22	28	20	34	27	26	29	28	37	41	24	26	31	26	28	427
工作物	49	54	34	99	33	33	24	51	50	38	40	15	26	15	33	594
開発行為	14	13	15	16	10	19	16	18	13	16	19	14	19	20	19	241
土地の形質変更	7	8	3	9	4	6	3	2	6	2	3	4	5	5	4	71
物件堆積	0	0	1	1	1	0	0	2	2	3	0	0	1	1	1	13
小計	92	103	73	159	75	84	72	101	108	100	86	59	82	67	85	1346

届出件数の推移

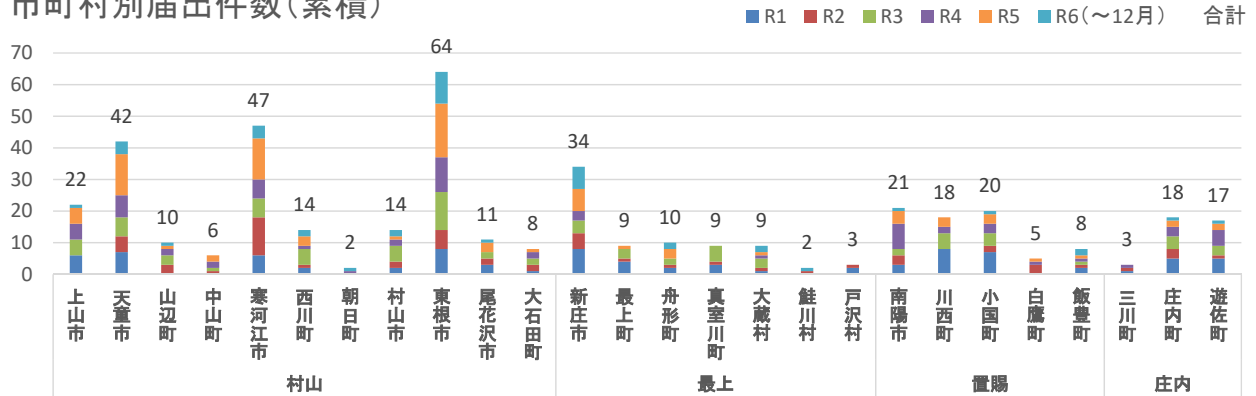


工作物：約半分が携帯電話基地局関係 次が多いのが電力の送電鉄塔（塗替えを含む） その他再生可能エネルギー関係 4

山形県景観条例に基づく届出状況

市町村別届出件数 ※景観計画策定団体のほか、独自条例等で届出制度のある、河北町、金山町、高畠町を除く

市町村別届出件数(累積)



	村山											最上							置賜					庄内			
	上山市	天童市	山辺町	中山町	寒河江市	西川町	朝日町	村山市	東根市	尾花沢市	大石田町	新庄市	最上町	舟形町	真室川町	大蔵村	鮭川村	戸沢村	南陽市	川西町	小国町	白鷹町	飯豊町	三川町	庄内町	遊佐町	合計
R1	6	7	0	0	6	2	0	2	8	3	1	8	4	2	3	1	0	2	3	8	7	0	2	1	5	5	86
R2	0	5	3	1	12	1	0	2	6	2	2	5	1	1	1	1	1	1	3	0	2	3	1	1	3	1	59
R3	5	6	3	1	6	5	0	5	12	2	2	4	3	2	5	3	0	0	2	5	4	0	1	0	4	3	83
R4	5	7	2	2	6	1	1	2	11	0	2	3	0	0	0	1	0	0	8	2	3	1	1	1	3	5	67
R5	5	13	1	2	13	3	0	1	17	3	1	7	1	3	0	1	0	0	4	3	3	1	1	0	2	2	87
R6.12	1	4	1	0	4	2	1	2	10	1	0	7	0	2	0	2	1	0	1	0	1	0	2	0	1	1	44
合計	22	42	10	6	47	14	2	14	64	11	8	34	9	10	9	9	2	3	21	18	20	5	8	3	18	17	426

人口が多い自治体では、宅地や店舗・工場用地等の開発と建築行為が多く、少ない自治体では工作物の行為が多い。

5

近年の再生可能エネルギー施設の対応について

近年、再生可能エネルギー施設の計画が増加している。

県内の景観行政団体でも再生可能エネルギー施設への対応が加速。

鶴岡市

羽黒で計画された風力発電（白紙撤回）

令和2年7月、出羽三山が山岳信仰の場所であることから、県知事を始め様々な団体より反対意見があった。
R2年9月、鶴岡市景観形成審議会も予定されたが、直前に事業者が計画撤回。



白紙撤回された後、事業者との間で景観について曖昧だった部分を整理、事業者に求めるものを明文化した。

○「鶴岡市地域エネルギービジョン」に基づく「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」で景観に関する事項を改定（令和3年1月1日施行）

○景観計画の改定

大規模な工作物を設置する再生可能エネルギー施設は、景観への影響が大きいが、現行の景観法や山形県景観条例のみでは対応することは難しい

再生可能エネルギーと地域の景観等を調和させる規制を整備

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例・施行規則（令和4年4月1日施行）

対象発電施設 小規模な設備から認定申請が必要

太陽光：500kW以上※ 風力：500kW以上 水力：200kW以上
地熱：300kW以上 バイオマス：300kW以上 ※建造物の屋上等に設置されるものを除く

山形市

山寺地区（景観重点地区外）における太陽光発電設備の設置事例

令和3年度完成。地区の説明会で住民からの意見を受け、太陽光電池モジュールの架台の色彩を、焦げ茶色に計画変更



景観形成基準に再生可能エネルギー施設を追加

○太陽光・風力発電施設の特記事項を記載

○総合的な景観への影響に関連した住民説明会等の開催を義務付け

参照：これまでの審査部会に諮った案件のうち、風車等、再生可能エネルギー施設に関する案件概要

6